

全国都道府県教育長協議会運営規則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、全国都道府県教育長協議会と称する。
- 第 2 条 この規則は、全国都道府県教育委員会連合会規約第 3 条の規定に基づき、本会の運営について必要な事項を定める。
- 第 3 条 本会は、都道府県教育委員会の教育長をもって組織する。

第 2 章 目的及び事業

- 第 4 条 本会は、都道府県教育長相互の連絡を密にし、相協力して教育行政の推進を図り、教育本来の使命を達成することを目的とする。
- 第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 情報の交換
 - (2) 教育行政及び財政に関する調査研究
 - (3) 教育内容に関する調査研究
 - (4) 国会、関係行政機関等に対する要望及び建議
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第 3 章 役員等

- 第 6 条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-----|-------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副会長 | 2 名 |
| 理 事 | 1 2 名 |
- 2 役員任期は 1 年とし、再任されることを妨げない。ただし、任期が満了しても後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。
 - 3 理事は、別表ブロック及び第 10 条に定める各教育研究部会からそれぞれ 1 名を選出する。
 - 4 前項の各ブロックから選出する理事は、当該ブロックの構成員が互選する。
 - 5 第 3 項に規定する各教育研究部会から選出する理事は、第 11 条に定める主査をもって充てる。
 - 6 会長は、理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。ただし、会長は、理事を兼ねることができない。

- 7 副会長は、理事が互選する。
 - 8 役員が任期中において教育長の資格を失った場合は、当該都道府県の後任の教育長が、役員の残任期間その職務を行う。
- 第7条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 第8条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は会長が推薦し、総会において決定する。

第4章 会 議

- 第9条 本会の会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会は、毎年2回開催する。ただし、会長は、必要に応じて臨時会を招集することができる。
 - 3 総会は、本運営規則の改正及び本会の目的を達成するため重要な事項を議決する。
 - 4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要のつどこれを招集する。
 - 5 理事会は、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 本会の一般会務に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 総会において委任された事項
 - (4) 前各号のほか、会長が必要と認めた事項
 - 6 理事会は、地方文教行政に関し緊急を要する案件について、総会を招集する暇がないと認めるときは、これを決定することができる。この場合は、次の総会に報告し承認を求めなければならない。
 - 7 会長は、地方文教行政に関し緊急を要する案件について、総会又は理事会を招集する暇がないと認めるときは、これを専決することができる。この場合は、次の総会又は理事会に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 教育研究部会

- 第10条 本会の事業を推進するために、次の教育研究部会（以下「部会」という。）を置き、必要な調査研究並びに政策の立案及びその推進を図る。

第1部会

主として、学校教育内容に関する事項

第2部会

主として、社会教育に関する事項

第3部会

主として、教育行政に関する事項

第4部会

主として、教育財政に関する事項

総合部会

(1) 第1部会から第4部会までの担当事項に共通する課題に関する事項

(2) いずれの部会の担当事項にも属さない事項

(3) 急施を要する課題に関する事項

(4) 第1部会から第4部会までの調整、連携に関する事項

第11条 総合部会を除く各部会の構成員は、別表の各ブロックにおいて決定する。

2 総合部会の構成員は、会長、副会長及び前項各部会の主査並びに会長が必要と認める者とする。

3 各部会に主査を1名置く。主査は、各部会構成員の互選とし、当該部会を統括する。

第12条 特定の重要な案件を審議するため、特別部会を設置することができる。

2 特別部会に関する必要な事項は、理事会で決定する。

第6章 事務局

第13条 本会の事務は、全国都道府県教育委員会連合会事務局において処理する。

附 則

1 この規則は、昭和44年6月5日から施行する。

2 都道府県教育長協議会規則は廃止する。

附 則（昭和46年2月8日規則の一部改正）

この規則は、昭和46年2月8日から施行する。

附 則（昭和54年1月29日規則の一部改正）

この規則は、昭和54年1月29日から施行する。

附 則（昭和58年1月20日規則の一部改正）

この規則は、昭和58年1月20日から施行する。

附 則（平成3年7月18日規則の一部改正）

この規則は、平成3年7月19日から施行する。

附 則（平成5年7月19日規則の一部改正）

この規則は、平成5年7月19日から施行する。

附 則（平成14年1月18日規則の一部改正）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(別 表)

ブロック名	都 道 府 県 名
北 部 ブ ロ ッ ク	北 海 道、青 森、岩 手、宮 城、秋 田、 山 形、福 島、新 潟
関 東 ブ ロ ッ ク	茨 城、栃 木、群 馬、埼 玉、千 葉、 東 京、神 奈 川、山 梨、長 野、静 岡
東 海 北 陸 ブ ロ ッ ク	富 山、石 川、福 井、岐 阜、愛 知、 三 重
近 畿 ブ ロ ッ ク	滋 賀、京 都、大 阪、兵 庫、奈 良、 和 歌 山
中 国 ブ ロ ッ ク	鳥 取、島 根、岡 山、広 島、山 口
四 国 ブ ロ ッ ク	徳 島、香 川、愛 媛、高 知
九 州 ブ ロ ッ ク	福 岡、佐 賀、長 崎、熊 本、大 分、 宮 崎、鹿 児 島、沖 縄